

米国特許情報

どのような場合にコンピュータの機能性 ("computer-functionality") が特許適格性を有する発明主題であると認定されるかが示された最近の CAFC 判例

2018年12月17日

特許業務法人

**HARAKENZO**  
WORLD PATENT & TRADEMARK

## 1. はじめに

*Alice* 事件後、*Enfish* 事件において、コンピュータ関連技術に対する改良が、ソフトウェアであろうとハードウェアであろうと関係なく、それ自体で且つ独りでの、抽象的概念に係るものではないという考えが支持されました。これに対し、一般的なコンピュータ技術を使用して手順を実行しているだけであり、それゆえ、係争クレームに特許性を付与するものではないことが、*TLI* 事件において再確認されています。

その後、CAFC は、*McRO* 事件において、組み合わせられた複数の具体的な規則の順序が、コンピュータの使用とは対照的に、既存のプロセスの改良をもたらすと共に、係争クレームがプロセス（3次元アニメキャラクタの唇の同期化を自動化するプロセス）を行う全ての規則の使用を先取する ("preempt") ものではないくらい十分に具体的である場合、"first step" 下で特許適格性の要件を充足する旨、判示しました。

CAFC は、更に、上記の *BASCOM* 事件において、係争クレームの構成要素がそれぞれ新規なものではない場合であっても、それら構成要素の組み合わせが、司法上の例外よりも "significantly more" である旨、判示しました。

このような流れの中、*Ancora* 事件 (*Ancora Technologies, Inc. v. HTC America, Inc.* (Fed. Cir. 2018)) において、非抽象的なコンピュータの機能性 ("computer-functionality") が争点となりました。この事件について、以下に詳細に説明します。

【全5頁】

本内容についてご不明点・ご質問等がございましたら、  
下記の担当者まで遠慮なくお問い合わせ下さい。

【連絡先】 特許業務法人 HARAKENZO WORLD PATENT & TRADEMARK

理 事 : 新井 孝政 (大阪本部在籍)  
外国専門部長 : 岡部 泰隆 (大阪本部在籍)  
TEL : 06 - 6351 - 4384 (代表)  
E-Mail : [iplaw-osk@harakenzo.com](mailto:iplaw-osk@harakenzo.com)

【免責事項】

当事務所は、本資料のコンテンツの正確性に努めておりますが、これを保証するものではありません。  
当事務所は、本資料のご利用により生じた損害・損失について、一切の法的責任を負いません。

【無断複製・転載禁止】

本資料は著作権法で保護されています。無断複製や転載は固くお断りいたします。  
特許業務法人 HARAKENZO WORLD PATENT & TRADEMARK, All rights reserved.

【弊所のウェブサイト・facebook】

弊所のウェブサイト・facebook も、国内外の知的財産に係る有用な情報を随時発信しております。  
是非ご参照下さい。

< 弊所総合ウェブサイト > : <http://www.harakenzo.com>  
< 商標専門サイト > : <http://trademark.ip-kenzo.com>  
< 意匠専門サイト > : <http://design.ip-kenzo.com>  
< 弊所法務部 facebook > : <https://www.facebook.com/HARAKENZO.LegalDepartment>  
< 広島事務所 facebook > : <https://www.facebook.com/HARAKENZO.Hiroshima>  
※facebook につきましては、ユーザ名「Harakenzo」で検索頂ければアクセス容易です。